補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市地場産品販路開拓支援事業
補助の区分	事業補助(奨励補助)
補助の概要	佐渡市内に工場又は事業所を有する者で、製造業又は小売業を営んでいる者が新製品の情報発信や販路開拓、同業種及び異業種との交流拡大、消費者等の情報確保を目的とした見本市や商談会、物産展への出展に要する経費に対し、補助金を交付する。
補助事業者	市内に工場又は事業所を有する者で、製造業又は小売業を営んでいる者
補助対象経費	旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、工事請負費
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額(定額、上限、下限等)	10万円又は20万円上限
TP及 サ/ ※少額補助金は廃止	○少額(5万円以下)補助金の理由 経路によっては少額となる場合があるが、離島のハンデを補うため必要である。
※少額補助並は廃止	だめによっては少額となる場合があるが、離島のバノナを捕りにめ必要である。
補助率等	1/2以内 〇補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
※補助率は原則1/2以下 (市単独の場合)	
	数値化
** /	工業系20件、食品系20件の事業実施
	〇目標に対する費用対効果(計算式)
数値目標等	
※数値目標の設定検証	〇目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和2年9月30日 令和3年3月31日
補助終期	〇終期の設定が3年を超える場合の理由
※サンセット方式の徹底	
補助事業の募集・開示等	〇開示内容及びその方法(手段)
	ホームページ、募集要項
	地域振興課 商工振興係
事業担当 (電話番号)	0259-63-4152(直通)